

平成23年4月26日

|       |        |   |    |
|-------|--------|---|----|
| 各都道府県 | 市町村担当課 | } | 御中 |
|       | 議会事務局  |   |    |
| 各指定都市 | 税務担当課  |   |    |
|       | 議会事務局  |   |    |

総務省自治行政局公務員部福利課

地方議会議員年金制度廃止後における退職年金の支給停止措置  
に係る所得情報の提供依頼について

地方議会議員年金制度については、先に平成22年12月24日付け事務連絡、平成23年1月25日付け事務連絡及び平成23年4月1日付け事務連絡でお知らせしたとおり、昨今の厳しい年金財政の状況を踏まえ、平成23年6月1日をもって制度を廃止することとしたところであり、廃止措置を講ずる地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案（以下、「法案」という。）が平成23年3月11日に閣議決定され、平成23年4月1日に国会に提出されております。

制度廃止後は、高額所得者に対する退職年金の支給停止措置の強化を行うこととしており、地方議会議員共済会（以下「共済会」という。）から市町村に対して、退職年金の受給者に係る住民税の課税総所得金額ベースの所得情報の提供を依頼することが予定されております。

つきましては、下記の事項にご留意の上、貴都道府県内の市町村（税務担当課・議会事務局）に対しても、この旨を周知されるようお願い申し上げます。

記

1 所得情報提供に係る規定の整備

共済会からの依頼に応じた市町村の所得情報の提供については、法案において、以下のとおり、所要の規定を整備する予定であること。

- ①共済会は、年金受給者に対して、所得情報の提出を求めることができ、正当な理由なくこれに応じない者に対しては、年金給付を差し止めることができること。（法案附則第26条）
- ②共済会は、年金給付に関する処分に関し必要がある場合には、年金受給者の所得情報について、官公署に対し必要な資料の提供を求めることができること。（法案附則第27条）
- ③共済会の役職員又は役職員であった者には秘密保持義務が課せられ、違反した場合には罰則の適用があること。（法案附則第24条及び第28条）

## 2 所得情報提供依頼に係るスケジュール

法案における所得情報提供に係る規定（上記1参照）は平成23年6月1日に、高額所得者に対する退職年金の支給停止措置の強化に係る規定（法案附則第4条）は平成23年9月1日に施行することとされており、平成23年6月以降に、共済会から各市町村に対して、所得情報の提供を依頼する予定であること。

## 3 その他

共済会から市町村に提供を依頼する所得情報の種類や情報提供の具体的方法等については、別途連絡する予定であること。

### 連絡先

総務省自治行政局公務員部福利課  
担当 犬丸課長補佐、片山事務官  
TEL:03-5253-5557

《参照条文》

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案 (抄)

附 則

(高額所得による旧退職年金の支給停止)

第四条 平成二十三年九月分以後の月分の旧退職年金については、附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第百六十四条の二の規定は、適用しない。

2 平成二十三年九月分以後の月分の旧退職年金については、これを受ける者の旧退職年金の年額と前年における所得金額(旧退職年金並びに地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三条に規定する議員報酬、費用弁償及び期末手当並びに同法第二百三条の二に規定する報酬及び費用弁償に係る所得のうち当該旧退職年金の基礎となった在職期間に係るものの金額を除く。)との合計額が七百万円を超える場合は、当該合計額から七百万円を控除して得た額に二分の一を乗じて得た金額(以下この項において「支給停止額」という。)に相当する金額の支給を停止する。ただし、支給停止額が当該旧退職年金の年額を超える場合には、その支給を停止する金額は、当該旧退職年金の年額に相当する金額を限度とする。

3 前項に規定する前年における所得金額の計算については、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第三百十四条の三第二項に規定する課税総所得金額の計算に関する同法の規定の例による。

4 前項に定めるもののほか、第二項の規定による旧退職年金の支給の停止に関し必要な事項は、政令で定める。

(秘密保持義務)

第二十四条 存続共済会の役員若しくは存続共済会の事務に従事する者又はこれらの者であった者は、存続共済会の事業に関して職務上知り得た秘密を正当な理由がなく漏らしてはならない。

(年金受給者の書類の提出等)

第二十六条 存続共済会は、年金である給付に関する処分に関し必要があると認めるときは、その支給を受ける者に対し、収入の状況に関する書類その他の物件の提出を求めることができる。

2 存続共済会は、前項の要求をした場合において、正当な理由がなくてこれに応じない者があるときは、その者に対しては、これに応ずるまでの間、年金である給付の支払を差し止めることができる。

(資料の提供)

第二十七条 存続共済会は、年金である給付に関する処分に関し必要があると認めるときは、その支給を受ける者の収入の状況につき、官公署に対し必要な資料の提供を求め、又はその者の雇用主、取引先その他の関係人に報告を求めることができる。

(罰則)

第二十八条 附則第二十四条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

# 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案の概要

総務省自治行政局公務員部

## 1. 地方議会議員年金制度の廃止

### (1) 地方議会議員年金制度に関する規定（第11章等）の削除

### (2) 制度廃止時に既に議員を退職している者に係る給付

- 制度廃止時に既に議員を退職して退職年金の給付事由が生じている者については、制度廃止前の地方議会議員年金制度による退職年金の給付を継続することとする。

### (3) 制度廃止時に現職議員である者に係る給付等

- ① 制度廃止時に現職議員である者のうち、制度廃止時に退職年金の受給資格（在職12年以上。以下同じ。）を満たす者は、制度廃止前の地方議会議員年金制度による退職年金の支給と掛金及び特別掛金の総額の80%の退職一時金の支給のうちいずれかを選択できることとする。
- ② 制度廃止時に現職議員である者のうち、制度廃止時に退職年金の受給資格を満たさない者については、掛金及び特別掛金の総額の80%の退職一時金を給付することとする。（遺族一時金も同様の取扱い）

※ 一時金の給付時期は、任期満了を含む制度廃止後最初の退職時とする。

※ 制度廃止の方針決定後の平成23年1月から5月までに退職した者については、退職時に退職年金の受給資格を満たす場合には①、退職時に退職年金の受給資格を満たさない場合には②（遺族一時金も同様）の取扱いによることとする。

### (4) 退職年金に係る給付の引下げ及び支給停止措置の強化

- ① (2)、(3)のいずれの場合においても、退職年金について、年額が200万円を超えるときには、当該超える額の10%を引き下げることとする。
- ② (2)、(3)のいずれの場合においても、退職年金について、退職年金の年額と前年の退職年金等を除く所得金額（住民税の課税総所得金額ベース）との合計額が700万円を超えるときには、当該超える額の2分の1に相当する金額の支給を停止するとともに、最低保障額（現行：190.4万円）を廃止することとする。

## (5) 公務傷病年金及び遺族年金の取扱い

- 公務傷病年金及び遺族年金は、制度廃止前の地方議会議員年金制度による給付を基本として、給付を行うこととする。

## (6) 平成23年1月分から5月分までの掛金及び特別掛金の取扱い

- 制度廃止の方針決定後の平成23年1月以降に退職して退職一時金の給付を受ける者については、同月分から平成23年5月分までの掛金及び特別掛金の全額を退職一時金に算入することとする。(遺族一時金も同様の取扱い)

## (7) その他

- ① 制度廃止に伴う経過措置としての給付に要する費用は、地方議会議員共済会（都道府県議会議員共済会、市議会議員共済会及び町村議会議員共済会）が保有する残余の積立金を除き、地方公共団体が負担することとする。  
※ 各地方公共団体は、毎年度、現職議員の標準報酬総額に応じて負担する。
- ② 地方議会議員共済会は、制度廃止に伴う経過措置としての給付を行うため存続するものとし、業務が全て終了したときに解散することとする。
- ③ 地方議会議員共済会は、年金給付に関する処分に関し、支給を受ける者の所得について、官公署等に対して資料の提供等を求めることができることとする。

## 2. 施行期日

平成23年6月1日施行

※ 退職年金に係る給付の引下げ及び支給停止措置の強化に関する規定は、平成23年9月1日施行